1

面談申込

修学上の困りごとについて相談したい方は、メールか電話でご予約 ください。

2

初回面談

障害者手帳の写し、もしくは医師からの診断書等があれば持参してください。この時、具体的な困りごとや症状等を教えてください。

3

支援申請

合理的配慮(※下記参照)を希望する場合は、その必要性を障害学生支援委員会で審議し、個別支援会議でより具体的な支援内容を話し合います。その後、直接科目担当教員に必要な支援の説明をし、教員と学生本人で支援についての合意形成を行い、支援開始となります。

定期面談・振り返り

定期的に面談を行い状況を確認します。この時、必要に応じて支援の再 調整をします。また学期末には支援 の内容を振り返り、支援内容を見直 します。

スケジュール管理等、修学上の相談 のみを希望する場合も、毎週、隔週、 月1回などニーズに応じて相談でき ます。

合理的配慮について (障害者権利条約より)

同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

※申請時に必要な書類については障害学生支援室のホームページをご覧ください。

所在地

保健センター 障害学生支援室

〒186-8601 東京都国立市中2-1

西キャンパス 第2講義棟1階

開室時間:月~木10:00~12:00, 13:00~17:00

(相談受付は16:30まで)

※金土日、祝日、年末年始、および学長の定める休日は閉室となります http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaishien.html

連絡先

TEL: 042-580-8927

E-mail: stu-ss.g@ad.hit-u.ac.jp

※相談を希望される方は、事前予約をお願いします

メール作成画面が表示されます→



障害学生支援室へのアクセス



障害学生支援室のホームページにはアクセシビリティマップを掲載しています。







保健センター

障害学生支援室



国立大学法人

一橋大学

2023年1月発行

障害学生支援室について

障害学生支援室は、障害のある学生の修 学に関する相談に応じ、他の学生と平等に 教育を受ける機会を保障するための調整機 関です。単位取得や卒業の保証はできかね ますが、社会的障壁を取り除くための調整 を行い、修学をサポートします。

また、学内外の関係者が連携・協働しながら直接・間接の支援提供を行っています。 修学支援を希望される在学生の方は、お気軽に障害学生支援室までお問い合わせください。

支援対象

身体障害、発達障害、精神障害、慢性疾患、難病その他の機能障害等の学生を対象としています。障害学生支援室は、「障害、もしくは障害の疑いがあり、かつ修学支援を求め、その必要性が認められた学生」に対して支援を調整します。

支援内容

障害学生支援は、原則、本人の意思表明に基づいて手続きを開始します。修学上の合理的配慮を希望される場合、障害学生支援委員会での審議、及び科目担当教員との話し合いを経て具体的な配慮内容を決定します。

合理的配慮は修学上の環境の調整であり、単 位取得や卒業を保証するものではありません。

支援例

- すべてに共通
 - 修学に関する相談
 - 他機関への紹介、連携
- 聴覚障害学生
 - ・ パソコンノートテイク、手話通訳の手配 等
- 視覚障害学生
 - テキストのデータ化 等
- 肢体不自由学生
 - ・ 施設の整備 等
- 発達障害学生
 - 修学に伴うスケジュール管理などの相談
 - 認知特性に伴う症状への手立ての検討
 - 授業や試験時の環境調整 等
- 精神障害学生
 - 授業や試験時の環境調整 等
- 性同一性障
 - 通称使用 等
- ◆ 学内教職員向け
 - コンサルテーション
 - FD/SDの開催

サポーターの募集

障害のある学生が希望する支援内容に 応じてボランティアを募集します。

支援内容によって、養成講座の受講等が必須となることもあります。

【支援内容例】

- ・ノートテイク (手書きもしくはパソコンを使用して話している内容を文字伝達)
- ・テキストのデータ化、校正作業 等

ボランティアを募集する際は障害学生 支援室ホームページに掲載しますので、 随時ご確認ください。

